

期末試験の受験にあたっての諸注意 (以下、必ず一読すること。)

期末試験に関する諸注意

1. 期末試験では、**学生証を提示**してください。
 2. 時間割表(試験日時・場所等)は変更する場合がありますので、**掲示に注意**してください。
- * 本時間割表については、試験日時・場所等について変更があった場合は、その時点で更新します。(変更一覧参照)
3. 申告者の多い科目については試験室を分けて行います。時間割表に組分け表示のない科目については、**掲示または担当教員の指示に従って**ください。
 4. オンラインで期末試験を行う場合、**担当教員からビデオを ON にするよう指示**されることがあります。担当教員の指示に従ってください。

期末試験の受験にあたって

受験者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、以後の入室は認めません。
また、試験開始後30分以内の退室も認めません。
2. 受験にあたっては、**学生証をパス入れ等から取り出して必ず机上に提示**してください。
学生証を提示しない場合は、原則として受験を認めません。
3. 試験時間中は、学生証、筆記用具、消しゴム、鉛筆削り、時計(時間表示以外の機能が付いたものは除く)以外の物は、特に許可された場合を除き、机の上に置いてはいけません。

【不正行為とは】

いわゆるカンニング行為(カンニングペーパー等の使用、机上への事前の書き込み、持ち込みを許可されていない教科書・参考書・ノート等を机の上に置いたり机の中に置いて見ること、他者の答案を見ること(又は他者に答案を見せること)、替え玉受験、監督者の指示に従わない、その他それらに類する行為)をいいます。

机上に置くことを許可されていない物(携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチや、電子辞書、計算・翻訳機能等を備えた機器の類等)を机の上に置いたままにすること及び試験中に手に持つことも不正行為とみなします。

【不正行為者への措置】

不正行為と認定された場合には、本学学則第44条による懲戒処分を受けます。

また、不正行為のあった当該クォーターの全ての履修申告科目(※期末試験を実施しない科目も含まれます。)の成績を0点又は不合格とします。なお、不正行為のあったクォーターとそれ以外のクォーターを含めて成績が評価される授業科目についても0点又は不合格となります。